

例

第3条 甲は、就業規則第▲▲条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

該当する条文がない場合は空白のまま提出してください。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	始業及び終業の時刻	期間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者	10名	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	令和2年 4月1日 から 令和3年 3月31日 まで
				令和2年 4月1日 から 令和3年 3月31日 まで

2. 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1ヵ月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1ヵ月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日は、いずれも令和2年4月1日とする。

2. 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

令和2年3月25日

労働者代表職名氏名
使用者職氏名

自動車運転者 ●●●●
●●●●運送株式会社
代表取締役 ●●●●

印

印